

インフルエンザ経過報告書（保護者記入）

那覇市立 _____ 学校 _____ 年 _____ 組 氏名 _____

1. 発症日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
2. 診断日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
3. 受診医療機関名 _____
4. 診断名 _____
A型 ・ B型 ・ インフルエンザ（臨床診断）
※該当する診断名に○を付けてください

5. 体温測定

発症日	体温測定 月 日 ()	測定時間：体温			測定時間：体温		
		午前	時	分：度	午後	時	分：度
1日目	月 日 ()	午前	時	分：度	午後	時	分：度
2日目	月 日 ()	午前	時	分：度	午後	時	分：度
3日目	月 日 ()	午前	時	分：度	午後	時	分：度
4日目	月 日 ()	午前	時	分：度	午後	時	分：度
5日目	月 日 ()	午前	時	分：度	午後	時	分：度
6日目	月 日 ()	午前	時	分：度	午後	時	分：度
7日目	月 日 ()	午前	時	分：度	午後	時	分：度
8日目	月 日 ()	午前	時	分：度	午後	時	分：度

（発熱期間が長く記録できない場合は、別の記録用紙を添付するなどしてください）

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過しましたので、出席停止措置の中止をお願いいたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印 _____

保護者の方へ

※インフルエンザについては学校保健安全法施行規則第19条第2項の規定により『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで』出席停止となります。裏面・インフルエンザ出席停止期間早見表もご参考ください

※この報告書提出の際には、インフルエンザによる受診がわかる内容が明記された医療機関・調剤薬局等発行書類（領収書・明細書・検査結果・処方箋が記載されたもののうちいずれか）のコピーを添付してください。

※感染の拡大を防止するためにも、出席停止期間を守って登校して下さるようお願いいたします。

※参考 インフルエンザによる出席停止期間早見表

- 「発症」とは、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（急な発熱、関節痛、倦怠感等の全身症状）が始まった日です。
- 病院受診がない場合は出席停止にはなりません。必ず受診して下さい。
- 法律では、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっておりますので、下記の表のとおり、最短でも6日間の出席停止になります。解熱した日によって出席停止期間が延期されますので、表に当てはめて確認してください。

※この他に、医師の指示において感染の恐れがないと認められる場合は登校可能です。医師の指示に従ってください。

例	(/)に日付を入れて算出	発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目
例1	発症当日にすぐ解熱	発熱→解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可能 😊		
例2	発症後1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日	発症後5日	登校可能 😊		
例3	発症後2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日	登校可能 😊		
例4	発症後3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能 😊		
例5	発症後4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	登校可能 😊		
例6	発症後5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	登校可能 😊		

↑ ↓ : 出席停止期間です

※これ以後は、解熱した日によって出席停止期間が延長されていきます。
★感染拡大を防ぐため、ご協力をお願い致します。